

YAMADA air mobile WiMAX 通信サービス契約約款

第 39 版

令和 7 年 3 月 1 日

株式会社ヤマダホールディングス

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 約款の揭示	1
第4条 用語の定義	1
第2章 UQ通信サービスの種類	4
第4条の2 YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの種類	4
第4条の3 YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの通信モード	4
第2章 会員契約	4
第5条 会員契約の単位	4
第6条 会員契約申込みの方法	4
第7条 会員契約申込みの承諾	4
第8条 契約者回線の追加	4
第9条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出	4
第10条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止	5
第11条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者の地位の承継	5
第12条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者が行う会員契約の解除	5
第13条 当社が行う会員契約の解除	5
第14条 会員契約の終了	6
第3章 料金契約	7
第15条 料金契約の単位	7
第16条 料金契約申込みの方法	7
第17条 料金契約申込みの承諾	7
第18条 削除	7
第19条 YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用の一時中断	7
第20条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止	7
第21条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者が行う料金契約の解除	7
第22条 当社が行う料金契約の解除	7
第22条の2 料金契約の終了	8
第23条 初期契約解除の取扱い	8
第4章 オプション機能	9
第23条の2 オプション機能の提供	9
第23条の3 YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用の一時中断があつた場合の取扱い	9
第23条の4 削除	9
第5章 無線機器の利用	10
第1節 UIMカードの貸与等	10
第23条の5 UIMカードの貸与	10
第23条の6 電話番号その他の情報の登録等	10
第23条の7 UIMカードの情報消去及び破棄	10
第23条の8 UIMカードの管理責任	10
第23条の9 UIMカード暗証番号	10
第24条 削除	10
第2節 無線機器の接続等	10
第25条 無線機器の接続	11
第3節 無線機器の検査等	11

第26条	無線機器に異常がある場合等の検査	11
第27条	無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	11
第28条	無線機器の電波法に基づく検査	11
第29条	削除	12
第6章	利用中止及び利用停止	13
第30条	利用中止	13
第31条	利用停止	13
第7章	通信	14
第32条	インターネット接続サービスの利用	14
第33条	通信の条件	14
第34条	通信利用の制限	14
第34条の2	同上	15
第34条の3	同上	15
第34条の4	同上	15
第8章	料金等	16
第1節	料金及び工事に関する費用	16
第35条	料金及び工事に関する費用	16
第2節	料金等の支払義務	16
第36条	基本使用料の支払義務	16
第37条	基本使用料の日割り	16
第38条	削除	17
第38条の2	削除	17
第38条の3	LTEオプション料の支払義務	17
第38条の4	ユニバーサルサービス料の支払義務	17
第38条の5	電話リレーサービス料の支払義務	17
第39条	手続きに関する料金の支払義務	17
第39条の2	削除	17
第39条の3	削除	17
第39条の4	グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務	17
第40条	窓口支払手数料の支払義務	18
第41条	督促手数料の支払義務	18
第42条	工事費の支払義務	18
第3節	料金等の計算及び支払い	18
第43条	料金の計算方法等	18
第44条	料金等の請求	18
第45条	料金等の支払い	18
第46条	料金の一括後払い	19
第47条	消費税相当額の加算	19
第47条の2	料金等の臨時減免	19
第48条	期限の利益喪失	19
第4節	預託金	20
第49条	預託金	20
第5節	割増金及び延滞利息	20
第50条	割増金	20
第51条	延滞利息	20
第6節	端数処理	20
第52条	端数処理	20

第7節 代行回収不可の場合の取扱い	20
第53条 収納業務委託	20
第9章 保守	22
第54条 当社の維持責任	22
第55条 YAMADA air mobile WiMAX契約者の維持責任	22
第56条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者の切分責任	22
第57条 修理又は復旧	22
第10章 損害賠償	23
第58条 責任の制限	23
第59条 免責	23
第11章 付随サービス	24
第60条 請求書の発行	24
第61条 支払証明書の発行	24
第12章 雑則	25
第62条 承諾の限界	25
第62条の2 無線事業における利用の禁止	25
第63条 利用に係る YAMADA air mobile WiMAX 契約者の義務	25
第64条 他の電気通信事業者への通知	25
第64条の2 同上	25
第65条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者に係る情報の利用	26
第65条の2 公衆無線LANサービスの認証	26
第65条の3 認定機器以外の無線機器の扱い	26
第66条 削除	26
第67条 合意管轄裁判所	26
第68条 準拠法	26
料金表	27
第1表 YAMADA air mobile WiMAX通信サービスに関する料金	27
第1 基本使用料	27
第2 削除	38
第3 削除	38
第4 削除	38
第5 削除	38
第6 LTEオプション料	38
第7 ユニバーサルサービス料	38
第8 電話リレーサービス料	38
第9 手続きに関する料金	39
第10 削除	39
第11 削除	39
第12 グローバルIPアドレスオプション利用料	39
第13 窓口支払手数料	39
第14 督促手数料	39
第3表 付随サービスに関する料金等	40
別表	41
別記	43
附則	44

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このYAMADA air mobile WiMAX 通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

(約款の掲示)

第3条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備

	(当社が設置するものに限ります。以下「W i M A X 2 + 基地局設備」といいます。) (2) 電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号)に定める第五世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限ります。) (3) 無線設備規則第 49 条の 29 の 2 に定める条件に適合する無線基地局設備(当社が設置するものに限ります。以下前号とあわせて「5 G 基地局設備」といいます。) (4) 電波法施行規則第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九ー四世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限ります。以下「L T E 基地局設備」といいます。)
W i M A X 2 + 基地局設備	無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備
L T E 基地局設備	無線設備規則第 49 条の 6 の 9 に定める条件に適合する無線基地局設備
インターネット通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
YAMADA air mobile WiMAX 通信サービス	インターネット通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と YAMADA air mobile WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
契約者回線	無線基地局設備と YAMADA air mobile WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
W i M A X 2 + 回線	無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合する電波を用いて W i M A X 2 + 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
L T E 回線	無線設備規則第 49 条の 6 の 9 に定める条件に適合する電波を用いて L T E 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
サービス取扱所	(1) YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
会員契約	この約款に基づき当社から YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの提供を受ける資格を得るための契約
料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約であって、1 の W i M A X 回線ごとに申込みを行うことにより成立するもの
YAMADA air mobile WiMAX 契約者	当社と会員契約を締結している者
U I M カード	電話番号その他の情報を記憶して無線機器に装着して使用

	するＩＣカードであって、YAMADA air mobile WiMAX通信サービスの提供のために当社がYAMADA air mobile WiMAX契約者に貸与するもの
提供開始日	料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（YAMADA air mobile WiMAX通信網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又はYAMADA air mobile WiMAX契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。）
料金月	１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
提携事業者	KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係るＩＰアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
グローバルＩＰアドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他ＩＰアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるＩＰアドレス
プライベートＩＰアドレス	グローバルＩＰアドレス以外のＩＰアドレス
WiMAX 2+通信	WiMAX 2+回線により行われる通信
LTE通信	LTE回線により行われる通信
5G通信	5G基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの種類

(YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの種類)

第4条の2 UQ通信サービスには次の種類があります。

種類	内容
W i M A X + 5 G サービス	当社が無線基地局設備とYAMADA air mobile WiMAX 契約者が指定する無線機器(5G通信を行うことができるものに限り、)との間に電気通信回線を設定して提供するUQ通信サービス
W i M A X 2 + サービス	W i M A X + 5 G サービス以外のYAMADA air mobile WiMAX 通信サービス

2 W i M A X + 5 G サービスには次の種類があります。

種類	内容
第1種W i M A X + 5 G サービス	第2種W i M A X + 5 G サービス以外のもの
第2種W i M A X + 5 G サービス	別表(オプション機能)に定める5G SAオプションを利用可能なUIMカードを挿入している端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するもの

3 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービス及びW i M A X + 5 G サービスの種類の変更を請求することはできません。

(YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの通信モード)

第4条の3 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの種類に応じて、次表に定める通信モード(それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。)を選択することができます。

YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの種類	通信モード	利用可能な通信
W i M A X + 5 G サービス	スタンダードモード	当社所定のWEBサイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域におけるW i M A X 2 + 通信、5 G 通信及びL T E 通信
	プラスエリアモード	当社所定のWEBサイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域におけるW i M A X 2 + 通信、5 G 通信及びL T E 通信
	ハイスピードモード	W i M A X 2 + 通信

W i M A X 2 + サービス	ハイスピードプラス エリアモード	W i M A X 2 +通信及びL T E通信
備考 スタンダードモード又はプラスエリアモードに係る区域を定めた当社所定のWEB サイトは次のとおりです。 http://www.yairmobile.jp/wimax2/index.html		

第2章 会員契約

(会員契約の単位)

第5条 当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

(会員契約申込みの方法)

第6条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（インターネット通信網等を経由して、当社が定める契約事項をそのYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

(会員契約申込みの承諾)

第7条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 会員契約の申込みをした者がYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
- (3) 会員契約の申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。
- (4) 会員契約の申込みをした者が、第31条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止されたことがある又はYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第62条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 第63条（利用に係るYAMADA air mobile WiMAX 契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(契約者回線の追加)

第8条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、新たに契約者回線の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

(YAMADA air mobile WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出)

- 第9条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。
- 2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。
- 3 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 4 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、第2項の届出を怠ったことにより、当社がその YAMADA air mobile WiMAX 契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその YAMADA air mobile WiMAX 契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
- 5 YAMADA air mobile WiMAX 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社または料金回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 6 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 7 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により YAMADA air mobile WiMAX 契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

- 第10条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者が会員契約に基づいて YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(YAMADA air mobile WiMAX 契約者の地位の承継)

- 第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により YAMADA air mobile WiMAX 契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条（YAMADA air mobile WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(YAMADA air mobile WiMAX 契約者が行う会員契約の解除)

- 第12条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う会員契約の解除)

- 第13条 当社は、第31条(利用停止)の規定によりYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止されたYAMADA air mobile WiMAX 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者が第31条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者について、破産法(平成16年法律第75号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
- 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめYAMADA air mobile WiMAX 契約者にそのことを通知します。
- 5 当社は、第1項から第3項の規定によるほか、YAMADA air mobile WiMAX 契約者の死亡について、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて届出が行われ、当社がその事実を確認した場合であって、以後その会員契約に係るYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってその会員契約を解除するものとします。

(会員契約の終了)

- 第14条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第3章 料金契約

(料金契約の単位)

第15条 当社は、1の申し込み回線ごとに1の料金契約を締結します。

(料金契約申込みの方法)

第16条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

3 WiMAX 2+サービスに係る料金契約を新たに申し込むことはできません。

(料金契約申込みの承諾)

第17条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第7条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第18条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、契約移行（当社が別に定める態様により、次表の左欄に定めるYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る料金契約を解除すると同時に新たに同表の右欄に定めるYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る料金契約を締結することをいいます。以下同じとします。）を申し出ることができます。

ただし、WiMAX 2+サービスの料金契約において、Flat ツープラス（期間条件なし）又は Flat ツープラス ギガ放題（期間条件なし）の適用を受けている場合は、この限りではありません。

WiMAX 2+サービス	WiMAX +5Gサービス
第1種WiMAX +5Gサービス	第2種WiMAX +5Gサービス

(YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用の一時中断)

第19条 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係るYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用の一時中断（その請求のあったYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(料金契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第20条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(YAMADA air mobile WiMAX 契約者が行う料金契約の解除)

第21条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う料金契約の解除)

第22条 当社は、第31条（利用停止）の規定によりYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止されたYAMADA air mobile WiMAX 契約者が、なおその事実を1ヶ月以内に解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者が第31条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者について、破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
- 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめYAMADA air mobile WiMAX 契約者にそのことを通知します。

（料金契約の終了）

第22条の2 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

（初期契約解除の取扱い）

- 第23条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、新たな料金契約（以下「新規契約」といいます。）又は既に締結されている料金契約の一部の変更を内容とする契約（以下「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。）を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面（事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がYAMADA air mobile WiMAX 契約者に交付する書面（同条第2項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を受領した日又は契約者回線の提供を開始した日（変更契約にあつては、その効力を発した日とします。）のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面（はがき又は封書その他の紙媒体であつて、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限り、）を発した場合に限り、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者に負担していただきます。
- 2 初期契約解除は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。
 - 3 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第26条の3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

第4章 オプション機能

（オプション機能の提供）

第23条の2 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

2 前項の規定にかかわらず、別記3に定めるオプション機能については、YAMADA air mobile WiMAX 契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

（YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い）

第23条の3 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第23条の4 削除

第5章 無線機器の利用

第1節 UIMカードの貸与等

(UIMカードの貸与)

第23条の5 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの提供に際して、YAMADA air mobile WiMAX 契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の料金契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをYAMADA air mobile WiMAX 契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

第23条の6 当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

2 当社は、その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)の場合であって、その契約者回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものでないときは、前項に基づき登録する電話番号は、電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。)別表第3号に定める電気通信番号(以下「M2M等専用番号」といいます。)とします。

(UIMカードの情報消去及び破棄)

第23条の7 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

ただし、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へそのUIMカードを返却していただきます。

(UIMカードの管理責任)

第23条の8 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者以外の者がUIMカードを利用した場合であっても、そのUIMカードの貸与を受けているYAMADA air mobile WiMAX 契約者が利用したものと同みなして取り扱います。

4 当社は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(UIMカード暗証番号)

第23条の9 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、当社が別に定める方法により、UIMカードにUIMカード暗証番号(そのUIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。)を登録することができます。この場合において、当社からそのUIMカードの貸与を受けているYAMADA air mobile WiMAX 契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのYAMADA air mobile WiMAX 契約者が登録を行ったものとみなします。

2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、UIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第24条 削除

第2節 無線機器の接続等

（無線機器の接続）

第25条 YAMADA air mobile WiMAX契約者は、契約者回線に無線機器（当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びに契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

（1）その接続が技術基準等に適合しないとき。

（2）その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

（1）事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

（2）事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 YAMADA air mobile WiMAX契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。

6 YAMADA air mobile WiMAX契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第3節 無線機器の検査等

（無線機器に異常がある場合等の検査）

第26条 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、YAMADA air mobile WiMAX契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、YAMADA air mobile WiMAX契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 YAMADA air mobile WiMAX契約者は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

第27条 YAMADA air mobile WiMAX契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、YAMADA air mobile WiMAX契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めます。

(無線機器の電波法に基づく検査)

第28条 前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第29条 削除

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第30条 当社は、次の場合には、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第34条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのYAMADA air mobile WiMAX 契約者にお知らせ（個別の通知又は当社所定のWEBサイトに掲示する等の方法により行います。）します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第31条 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が当社に支払われるまでの間、第2号又は第3号の規定に該当するときは、当社がYAMADA air mobile WiMAX 契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止することがあります。

(1) 当社が請求した料金その他の債務について、2ヶ月にわたり支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。

(2) YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 第9条（YAMADA air mobile WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) YAMADA air mobile WiMAX 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る料金その他の債務又はYAMADA air mobile WiMAX 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5) YAMADA air mobile WiMAX 契約者がそのYAMADA air mobile WiMAX 通信サービス又は当社と契約を締結している他のYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用において第63条（利用に係るYAMADA air mobile WiMAX 契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(6) 第26条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。

(7) 第27条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第28条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。

(8) 第49条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(9) 第62条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定によりYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をそのYAMADA air mobile WiMAX 契約者に通知します。

ただし、前項第5号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第7章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第32条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、インターネット接続サービス（YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第33条 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

3 YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

4 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

5 電波状況等により、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

6 無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

(通信利用の制限)

第34条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社等の機関 金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第 56 条第 1 号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

第 3 4 条の 2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの円滑な提供のために、WiMAX + 5G サービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。
- (5) 当社は、その契約者回線に係る通信の 1 料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。

区分	総量速度規制データ量
下欄以外のもの	32, 212, 254, 720 バイト (30 ギガバイト)
基本使用料の料金種別がギガ放題プラスのもの	16, 106, 127, 360 バイト (15 ギガバイト)
WiMAX 2+サービス	7, 516, 192, 768 バイト (7 ギガバイト)

- (6) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (7) 契約移行があった場合、契約移行前のYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの契約者回線に係る通信の累計課金対象データ量を、前項に定める累計課金対象データ量に合算します。

第 3 4 条の 3 当社は、前 2 条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した無線機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第 3 4 条の 4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノア

ドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第35条 YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの料金は、料金表第1表（YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、手続きに関する料金、グローバルIPアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。

2 YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

（基本使用料の支払義務）

第36条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、その料金契約に係る提供開始日から料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

- （1）YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- （2）YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- （3）前2号の規定によるほか、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、次の場合を除き、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
YAMADA air mobile WiMAX 契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（基本使用料の日割り）

第37条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

- （1）その提供開始日又は提供終了日が料金月の起算日以外の日であったとき。
- （2）その提供開始日と提供終了日が同一の料金月の起算日であったとき。
- （3）料金月の起算日以外の日基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。

- (4) 第36条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- (5) 第43条(料金の計算方法等)の規定により料金月の起算日の変更があったとき。
- 2 前項第1号から第4号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第36条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 3 第1項第5号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

第38条 削除

第38条の2 削除

(LTEオプション料の支払義務)

第38条の3 YAMADA air mobile WiMAX契約者は、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第1表第6(LTEオプション料)に規定するLTEオプション料の支払いを要します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

- 第38条の4 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、料金月の末日が経過した時点で YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第7(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。
- 2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

(電話リレーサービス料の支払義務)

- 第38条の5 YAMADA air mobile WiMAX 卸契約者は、その料金月の末日に締結していた回線卸契約(料金月の末日に契約を解除したものを除きます。)について、料金表第1表第5(電話リレーサービス料)に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。
- 2 YAMADA air mobile WiMAX 卸契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が料金額を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、そのUQ通信サービスに係る電話番号がM2M等専用番号である場合、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

(手続きに関する料金の支払義務)

第39条 YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの料金は、料金表第1表(YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに関する料金)に規定する基本使用料、プラスエリアモードオプション料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、手続きに関する料金、グローバルIPアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第39条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第8(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第39条の2 削除

第39条の3 削除

(グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務)

第39条の4 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、別表に定めるグローバルIPアドレスオプションに係る特定APNを介して通信を行った料金月について、料金表第1表第11(グローバルIPアドレスオプション利用料)に規定するグローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要します。

ただし、YAMADA air mobile WiMAX 契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその料金契約に係る契約者回線を全く利用できない状態(その料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

2 グローバルIPアドレスオプション利用料については、日割りは行いません。

(窓口支払手数料の支払義務)

第40条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、当社又は料金回収会社が払込票(当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。)を発行したときは、料金表第1表第12(窓口支払手数料)に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

(督促手数料の支払義務)

第41条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、当社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。)を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第13(督促手数料)に規定する督促手数料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第42条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第43条 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びグローバルIPアドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 この約款により YAMADA air mobile WiMAX 契約者が支払いを要する料金の額は、料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の請求)

第 4 4 条 当社は、第 6 0 条（請求書の発行）に規定する場合その他当社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

(料金等の支払い)

第 4 5 条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記 5 に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。

2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

4 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、第 1 項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

(1) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。

(2) 口座振替による料金等の引き落としが残高不足により 2 回連続で完了しなかったとき。

(3) クレジットカード会社または金融機関等により YAMADA air mobile WiMAX 契約者の指定したクレジットカードまたは支払口座の利用が停止されたことを当社が知ったとき。

5 前項の場合において、当社は、同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

ただし、同項第 2 号に該当した場合であって、その払込票により支払いが行われたときは、この限りではありません。

(料金の一括後払い)

第 4 6 条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額を加算)

第 4 7 条 この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

第47条の2 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

(期限の利益喪失)

第48条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) YAMADA air mobile WiMAX 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) YAMADA air mobile WiMAX 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) YAMADA air mobile WiMAX 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) YAMADA air mobile WiMAX 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) YAMADA air mobile WiMAX 契約者の所在が不明であるとき。

(6) YAMADA air mobile WiMAX 契約者が預託金を預け入れないとき。

(7) その他 YAMADA air mobile WiMAX 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第4節 預託金

(預託金)

第49条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、次の場合には、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。

(3) 第31条(利用停止)第1項第1号、第2号又は第5号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、YAMADA air mobile WiMAX 契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第50条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第51条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 端数処理

(端数処理)

第52条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第7節 代金回収不可の場合の取扱い

(収納業務委託)

第53条 当社は、当社が料金の請求手続きをおこなったにもかかわらず、YAMADA air mobile WiMAX 契約者が支払いを履行しない場合、その理由の如何によらず、当社が別途定める手続きにより、当該契約者の請求先の氏名・住所・電話番号などの情報を事業者に対し、通知することがあります。

第9章 保守

（当社の維持責任）

第54条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

（YAMADA air mobile WiMAX 契約者の維持責任）

第55条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

（YAMADA air mobile WiMAX 契約者の切分責任）

第56条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

（修理又は復旧）

第57条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第58条 当社は、料金契約に基づき YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その YAMADA air mobile WiMAX 契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る基本使用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第37条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第59条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、YAMADA air mobile WiMAX 契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第 11 章 付随サービス

（請求書の発行）

第 60 条 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書を発行します。

ただし、その YAMADA air mobile WiMAX 契約者が料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。

2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

（支払証明書の発行）

第 61 条 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その支払証明書（その YAMADA air mobile WiMAX 契約者に係る料金その他の債務が既に支払われた旨の証明書をいいます。以下同じとします。）を発行します。

2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

第12章 雑則

（承諾の限界）

第62条 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（無線事業における利用の禁止）

第62条の2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

（利用に係るYAMADA air mobile WiMAX 契約者の義務）

第63条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、次のことを守っていただきます。

（1）無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

（2）故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

（3）削除

（4）他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

（5）位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

（他の電気通信事業者への通知）

第64条 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、第12条（YAMADA air mobile WiMAX 契約者が行う会員契約の解除）、第13条（当社が行う会員契約の解除）又は第14条（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記4に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（YAMADA air mobile WiMAX 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第64条の2 YAMADA air mobile WiMAX契約者は、提携事業者が当社と提携して提供する電気通信サービスに係る料金の割引（当社所定のものに限ります。）をYAMADA air mobile WiMAX契約者に案内及び提供するために（以下「本目的」といいます。）、その氏名、住所、電話番

号、生年月日並びに締結している契約の内容及び契約状況等の情報を、本目的の達成に必要な範囲で当社が提携事業者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

(YAMADA air mobile WiMAX 契約者に係る情報の利用)

第65条 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（YAMADA air mobile WiMAX 契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第65条の2 削除

(認定機器以外の無線機器の扱い)

第65条の3 YAMADA air mobile WiMAX契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

(提供条件書)

第66条 当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービス及び付随サービスを提供します。

(合意管轄裁判所)

第67条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第68条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第1表 YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第36条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、次の料金種別があります。
	(ア) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの
	基本使用料の料金種別
	YAMADA WiMAX 5G モバイルルータープラン
	YAMADA WiMAX 5G ホームルータープラン
	(イ) 第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの
	基本使用料の料金種別2
	Netflix プラン
	5G プラスSプラン
	イ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。
ウ アに規定するほか、基本使用料には、次の料金種別があります。ただし、下記を選択することはできません。	
(ア) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの	
YAMADAギガ放題プラスモバイルルータープラン (3年)	
YAMADAギガ放題プラスモバイルルータープラン (2年自動更新あり)	
YAMADAギガ放題プラスモバイルルータープラン (2年自動更新なし)	
YAMADAギガ放題プラスモバイルルータープラン (期間条件なし)	
YAMADAギガ放題プラスホームルータープラン (3年)	
YAMADAギガ放題プラスホームルータープラン (2年自動更新あり)	
YAMADAギガ放題プラスホームルータープラン (2年自動更新なし)	
YAMADAギガ放題プラスホームルータープラン (期間条件なし)	
YAMADAギガ放題プラス (3年)	
YAMADAギガ放題プラス (2年自動更新あり)	
YAMADAギガ放題プラス (2年自動更新なし)	

	YAMADAギガ放題プラス（期間条件なし） YAMADA ギガ放題プラン a uスマホ割（2年自動更新あり） YAMADA ギガ放題プラン a uスマホ割（2年自動更新なし） YAMADA ギガ放題プラン a uスマホ割（期間条件なし） YAMADA ギガ放題プラン a uスマホ割（3年） （イ）WiMAX 2+サービスに係るもの YAMADA Flat ツープラス YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割（2年） YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割（3年） YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割（4年） YAMADA Flat ツープラス（期間条件なし） YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a uスマホ割（2年） YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a uスマホ割（3年） YAMADA Flat ツープラス ギガ放題（期間条件なし） エ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。ただし、別紙において基本使用料の料金種別の変更ができないこととされている場合は、その申込みを行うことはできません。 オ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、当社は、エの申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りでありません。		
（2）削除	削除		
（3）2年自動更新ありの取扱い	ア 次表に定める基本使用料の料金種別（以下この欄において「本プラン」といいます。）は、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）から起算して24料金月が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。 <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>ギガ放題プラスモバイルルータープラン（2年自動更新あり）、ギガ放題プラスホームルータープラン（2年自動更新あり）、ギガ放題プラス（2年自動更新あり）、ギガ放題（2年自動更新あり）</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	ギガ放題プラスモバイルルータープラン（2年自動更新あり）、ギガ放題プラスホームルータープラン（2年自動更新あり）、ギガ放題プラス（2年自動更新あり）、ギガ放題（2年自動更新あり）
基本使用料の料金種別			
ギガ放題プラスモバイルルータープラン（2年自動更新あり）、ギガ放題プラスホームルータープラン（2年自動更新あり）、ギガ放題プラス（2年自動更新あり）、ギガ放題（2年自動更新あり）			

	イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に更新して適用します。 ウ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。 （ア）プラン解除料 1 料金契約ごとに <table><tr><th>区 分</th><th>料金額（税込）</th></tr><tr><td>プラン解除料</td><td>1, 100円</td></tr></table> （イ）適用除外要件 ①満了月、更新月又は更新月の翌料金月に契約の解除があったとき。 ②更新月又はその翌料金月若しくは翌々料金月に料金種別の変更があったとき。 ③別紙においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。 エ 基本使用料の料金種別の変更により本プランの適用を開始した場合であって、別紙においてその変更時に適用期間を引き継ぐ旨が定められているときは、その変更後の料金種別に係る最初の適用期間は、アの定めにかかわらず、その変更前の料金種別に設定されていた満了月をもって満了します。	区 分	料金額（税込）	プラン解除料	1, 100円
区 分	料金額（税込）				
プラン解除料	1, 100円				
（４）（２年自動更新なしの取扱い	ア 次表に定める基本使用料の料金種別（以下この欄において「本プラン」といいます。）には最低利用期間があります。 <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td><u>ギガ放題プラスモバイルルータープラン（２年自動更新なし）、ギガ放題プラスホームルータープラン（２年自動更新なし）、ギガ放題プラス（２年自動更新なし）、ギガ放題（２年自動更新なし）</u></td></tr></table> イ 最低利用期間は、本プランの適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から起算して24料金月が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日までの間とします。 ウ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、最低利用期間内に契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。 （ア）プラン解除料 1 料金契約ごとに <table><tr><th>区 分</th><th>料金額（税込）</th></tr></table>	基本使用料の料金種別	<u>ギガ放題プラスモバイルルータープラン（２年自動更新なし）、ギガ放題プラスホームルータープラン（２年自動更新なし）、ギガ放題プラス（２年自動更新なし）、ギガ放題（２年自動更新なし）</u>	区 分	料金額（税込）
基本使用料の料金種別					
<u>ギガ放題プラスモバイルルータープラン（２年自動更新なし）、ギガ放題プラスホームルータープラン（２年自動更新なし）、ギガ放題プラス（２年自動更新なし）、ギガ放題（２年自動更新なし）</u>					
区 分	料金額（税込）				

	<table border="1"> <tr> <td>プラン解除料</td><td>1, 100円</td></tr> </table> (イ) 適用除外要件 ①満了月に契約の解除があったとき。 ②別紙においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。 エ 基本使用料の料金種別の変更により本プランの適用を開始した場合であって、別紙においてその変更時に適用期間を引き継ぐ旨が定められているときは、アの定めにかかわらず、その変更前の料金種別に設定されていた満了月をもって最低利用期間が満了します。	プラン解除料	1, 100円						
プラン解除料	1, 100円								
(5) 3年の取扱い	ア YAMADA ギガ放題プラン a uスマホ割(3年)、YAMADA Flat ツープラス、YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(2年)、YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(3年)、YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(4年)、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a uスマホ割(2年)又はYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a uスマホ割(3年)は、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>適用月数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YAMADA Flat ツープラス、YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(2年)、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題又はYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a uスマホ割(2年)に係るもの</td><td>24 料金月</td></tr> <tr> <td>YAMADA ギガ放題プラン a uスマホ割(3年)、YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(3年)又はYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a uスマホ割(3年) YAMADA ギガ放題プラスモバイルルータープラン（3年）YAMADA ギガ放題プラスホームルータープラン（3年）に係るもの</td><td>36 料金月</td></tr> <tr> <td>YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(4年)に係るもの</td><td>48 料金月</td></tr> </tbody> </table> イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に同一の料金種別で更新して適用します。 ウ YAMADA air mobile WiMAX契約者は、本プランの適用を受	区 分	適用月数	YAMADA Flat ツープラス、YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(2年)、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題又はYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a uスマホ割(2年)に係るもの	24 料金月	YAMADA ギガ放題プラン a uスマホ割(3年)、YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(3年)又はYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a uスマホ割(3年) YAMADA ギガ放題プラスモバイルルータープラン（3年）YAMADA ギガ放題プラスホームルータープラン（3年）に係るもの	36 料金月	YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(4年)に係るもの	48 料金月
区 分	適用月数								
YAMADA Flat ツープラス、YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(2年)、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題又はYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a uスマホ割(2年)に係るもの	24 料金月								
YAMADA ギガ放題プラン a uスマホ割(3年)、YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(3年)又はYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a uスマホ割(3年) YAMADA ギガ放題プラスモバイルルータープラン（3年）YAMADA ギガ放題プラスホームルータープラン（3年）に係るもの	36 料金月								
YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(4年)に係るもの	48 料金月								

	け ている料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。 （ア）プラン解除料 1 料金契約ごとに <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>料金額（税込）</th></tr> <tr> <td>プラン解除料</td><td>10,450円</td></tr> </table> （イ）適用除外要件 ①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。 ②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。 ③別紙においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。 エ 基本使用料の料金種別の変更により本プランの適用を開始した場合であって、別紙においてその変更時に適用期間を引き継ぐ旨が定められているときは、その変更後の料金種別に係る最初の適用期間は、アの定めにかかわらず、その変更前の料金種別に設定されていた満了月をもって満了します。	区 分	料金額（税込）	プラン解除料	10,450円	
区 分	料金額（税込）					
プラン解除料	10,450円					
（６）定期プラン解除料に関する特約の適用	ア 定期プラン解除料に関する特約（以下「定期プラン特約」といいます。）とは、YAMADA Flat ツープラス、YAMADA Flat ツープラス auスマホ割（２年）、YAMADA Flat ツープラス auスマホ割（３年）、YAMADA Flat ツープラス auスマホ割（４年）、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 auスマホ割（２年）、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 auスマホ割（３年）の適用を受けている契約者回線について、YAMADA air mobile WiMAX契約者の選択により、（５）の規定にかかわらず、次に定めるプラン解除料を適用することをいいます。 （ア）YAMADA Flat ツープラス、YAMADA Flat ツープラス auスマホ割（２年）、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題又はYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 auスマホ割（２年）に係るもの 1 料金契約ごとに <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>料金額（税込）</th></tr> <tr> <td rowspan="2">プラン解除料</td><td>1 年目 20,900円</td></tr> <tr> <td>2 年目 15,400円</td></tr> </table> 備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。 （イ）YAMADA Flat ツープラス auスマホ割（３年）又はYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 auスマホ割（３年）に係るもの 1 料金契約ごとに	区 分	料金額（税込）	プラン解除料	1 年目 20,900円	2 年目 15,400円
区 分	料金額（税込）					
プラン解除料	1 年目 20,900円					
	2 年目 15,400円					

		区 分		料金額（税込）	
		プラン解除料	1 年目	2 0 , 9 0 0 円	
			2 年目	1 5 , 4 0 0 円	
			3 年目	1 0 , 4 5 0 円	
		備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。			
		(ウ) YAMADA Flat ツープラス auスマホ割(4年)			
		1 料金契約ごとに			
		区 分		料金額（税込）	
		プラン解除料	1 年目	2 0 , 9 0 0 円	
			2 年目	1 5 , 4 0 0 円	
			3 年目	1 0 , 4 5 0 円	
			4 年目	1 0 , 4 5 0 円	
		備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。			
		イ 定期プラン特約は、初回の満了月が経過した時点でその適用を廃止するものとします。			
		ウ 当社は、定期プラン特約の適用の開始又は廃止があった場合は、この約款において特段の定めがない限り、基本使用料の料金種別の変更があったものとみなして取り扱います。			
(7) WiMAXまとめプラン適用の選択	ア 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者の選択により、2（料金額）に規定する基本使用料のうち、「YAMADA Flat 年間パスポート」に下表の加算料を加える取扱い（以下「WiMAXまとめプラン適用」といいます。）を行います。この場合において、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、そのWiMAXまとめプラン適用の種別及びその加算対象となる通常料金契約を指定して頂きます。 なお「WiMAXまとめプラン」を含むご契約の場合、個人名義、法人名義を問わずお支払方法は、クレジットカード決済のみとなります。				
WiMAXまとめプラン適用1件ごとに月額					
種別		加算料（税込）			
WiMAXまとめプラン800（T8）		815円			
WiMAXまとめプラン1040（T8）		1,059円			
WiMAXまとめプラン1670（T8）		1,701円			

	イ WiMAXまとめてプラン適用を選択するYAMADA air mobile WiMAX 契約者は、アの種別及びその加算対象となる料金契約を指定して当社に申し出ていただきます。 ウ 当社は、イの申込みがあった場合は、次のいずれかに該当するときに除いて、これを承諾します。 (ア) そのYAMADA air mobile WiMAX 契約者がYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (イ) そのYAMADA air mobile WiMAX 契約者が第31条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止されたことがあるとき。 (ウ) その料金契約において同時に適用されるWiMAXまとめてプラン適用の数(その申込日を含む料金月に廃止された数を含みます。)が2件を超えることとなるとき。 (エ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 エ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、ウの承諾を受けた場合は、その承諾日(加算対象となる料金契約の締結と同時にWiMAXまとめてプラン適用を申し込んだ場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月(以下この欄において「加算開始月」といいます。)からその廃止日の前日を含む料金月までの期間について、アの加算料を支払っていただきます。 ただし、加算開始月の初日にWiMAXまとめてプランの適用を廃止した場合は、この限りではありません。 オ 加算料については、第37条(基本使用料の日割り)の規定にかかわらず、日割りを行いません。 カ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、WiMAXまとめてプラン適用の種別を変更することができません。 キ WiMAXまとめてプランは、その加算開始月から起算して24料金月が経過することとなる料金月の末日をもって自動的に終了するものとします。 ク YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、加算開始月(初日を除きます。)以降において、(ア)の発生事由のいずれかに該当した場合は、(イ)のWiMAXまとめてプラン解除料の支払いを要します。 (ア) 発生事由 ①WiMAXまとめてプラン適用を行っている料金契約の解除があったとき。 ②YAMADA air mobile WiMAX 契約者からの申出によりWiMAXまとめてプラン適用を廃止したとき。 (イ) WiMAXまとめてプラン解除料 WiMAXまとめてプラン適用1件ごとに <table border="1" data-bbox="616 1827 1342 1984"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>料金額(税込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>WiMAXまとめてプラン800(T8)</td><td>815円に残余月数を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>WiMAXまとめてプラン</td><td>1,059円に残余月数を乗</td></tr> </tbody> </table>	区 分	料金額(税込)	WiMAXまとめてプラン800(T8)	815円に残余月数を乗じて得た額	WiMAXまとめてプラン	1,059円に残余月数を乗
区 分	料金額(税込)						
WiMAXまとめてプラン800(T8)	815円に残余月数を乗じて得た額						
WiMAXまとめてプラン	1,059円に残余月数を乗						

	1040 (T8)	じて得た額				
	WiMAXまとめてプラン 1670 (T8)	1,701円に残余月数を乗 じて得た額				
	備考 残余月数は、その廃止されたWiMAXまとめて プランに関して加算料の支払義務が発生した料金月の 数を24から減じて得た数とします。、					
(8) 端末アシスト プランの適用	ア 当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者の選択により、 2 (料金額) に規定する基本使用料に下表の加算料を加える 取扱い (以下「端末アシストプラン」といいます。) を適用 します。 端末アシストプランの適用 1 件ごとに月額 <table><tr><th>種 別</th><th>加算料 (税込)</th></tr><tr><td>端末アシストプラン500</td><td>550円</td></tr></table> イ 端末アシストプランは、YAMADA ギガ放題プラン a usマホ割(2年自動更新あり)、YAMADA ギガ放題プ ラン a usマホ割(2年自動更新なし)、YAMADA ギガ 放題プラン a usマホ割(期間条件なし)、YAMADA ギ ガ放題プラン a usマホ割(3年) YAMADAギガ放題プ ラスモバイルルータープラン (3年) YAMADAギガ放 題プラスモバイルルータープラン (2年自動更新あり) Y AMADAギガ放題プラスモバイルルータープラン (2年自 動更新なし) YAMADAギガ放題プラスモバイルルー タープラン (期間条件なし) YAMADAギガ放題プラス ホームルータープラン (3年) YAMADAギガ放題プ ラスホームルータープラン (2年自動更新あり) YAMADA ギガ放題プラスホームルータープラン (2年自動更新なし) YAMADAギガ放題プラスホームルータープラン (期間条 件なし) に限り選択することができます。 ウ 端末アシストプランを選択するYAMADA air mobile WiMAX 契約者は、アの種別及びその加算対象となる料金契約を指定 して当社に申し出ていただきます。 エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、次のいずれかに該当 するときに除いて、これを承諾します。 (ア) そのYAMADA air mobile WiMAX 契約者がYAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに係る料金その他の債務の支払 いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (イ) そのYAMADA air mobile WiMAX 契約者が第31条(利用 停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止されたことがある とき。 (ウ) その料金契約において同時に適用される端末アシストプ ランの数(その申込日を含む料金月に廃止された数を含み ます。)が2件を超えることとなるとき。 (エ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 オ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、エの承諾を受けた場 合は、その承諾日(加算対象となる料金契約の締結と同時に 端末アシストプランを申し込んだ場合は、その提供開始日と		種 別	加算料 (税込)	端末アシストプラン500	550円
種 別	加算料 (税込)					
端末アシストプラン500	550円					

	します。)を含む料金月の翌料金月(以下この欄において「加算開始月」といいます。)からその廃止日の前日(加算開始月の初日に端末アシストプランの適用を廃止した場合は、その廃止日)を含む料金月までの期間について、アの加算料を支払っていただきます。 カ 加算料については、第37条(基本使用料の日割り)の規定にかかわらず、日割りを行いません。 キ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、端末アシストプランの種別を変更することができません。 ク 端末アシストプランは、その加算開始月から起算して30料金月が経過することとなる料金月の末日をもって自動的に終了するものとします。 ケ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、加算開始月以降において、(ア)の発生事由のいずれかに該当した場合は、(イ)の端末アシストプラン解除料の支払いを要します。 (ア) 発生事由 ① 端末アシストプランの適用を受けている料金契約の解除または契約移行があったとき。 ② YAMADA air mobile WiMAX 契約者からの申出により端末アシストプランの適用を廃止したとき。 (イ) 端末アシストプラン解除料 端末アシストプランの適用1件ごとに <table border="1"> <tr> <th>種 別</th><th>加算料(税込)</th></tr> <tr> <td>端末アシストプラン500</td><td>550円に残余月数を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 残余月数は、その廃止された端末アシストプランに関して加算料の支払義務が発生した料金月の数を24から減じて得た数とします。</td></tr> </table>	種 別	加算料(税込)	端末アシストプラン500	550円に残余月数を乗じて得た額	備考 残余月数は、その廃止された端末アシストプランに関して加算料の支払義務が発生した料金月の数を24から減じて得た数とします。	
種 別	加算料(税込)						
端末アシストプラン500	550円に残余月数を乗じて得た額						
備考 残余月数は、その廃止された端末アシストプランに関して加算料の支払義務が発生した料金月の数を24から減じて得た数とします。							
(9) a uスマートバリューmineの取扱い	ア 当社は、YAMADA air mobile WiMAX契約者がYAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(2年)、a uスマホ割(4年)(以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)の適用を受ける契約者回線を指定して提携事業者へa uスマートバリューmineの適用の申込みをし、その承諾を受けた場合は、その承諾日の翌日(その日においてその契約者回線が本プランの適用を受けていないときは、その適用が開始された日とします。)以降、その契約者回線について、ハイスピードモードにおけるWiMAX 2+通信に係る情報量を、第34条の2(通信利用の制限)第5号に定める総情報量の集計から除外します。 ただし、YAMADA Flat ツープラス a uスマホ割(2年)の適用を受けている契約者回線については、平成27年2月19日以前の申込みによりその料金種別の適用が開始されたものであって、その契約者回線に係るa uスマートバリューmineの適用を受けている提携事業者の電気通信サービスにおいて、提携事業者のa u(LTE)通信サービス契約約款に定める特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制(V)が適用されているものに限り、適用されません。 イ 当社は、アに定めるa uスマートバリューmineの適用が廃止された場合は、翌料金月以降、その契約者回線に係るアの措置を取り止めるものとします。						

(10) 基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等	ア YAMADA ギガ放題プラン a u s m a h o 割(2年自動更新あり)、YAMADA ギガ放題プラン a u s m a h o 割(2年自動更新なし)、YAMADA ギガ放題プラン a u s m a h o 割(期間条件なし)、YAMADA ギガ放題プラン a u s m a h o 割(3年)、YAMADA F l a t ツープラス ギガ放題、YAMADA F l a t ツープラス ギガ放題 a u s m a h o 割(2年)、YAMADA F l a t ツープラス ギガ放題 a u s m a h o 割(3年)又はYAMADA F l a t ツープラス(期間条件なし)(以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)の適用を受けている契約者回線については、ハイスピードモードにおけるW i M A X 2 + 通信に係る情報量を、第34条の2(通信利用の制限)第5号に定める総情報量の集計から除外します。 イ 本プランの適用を受けている契約者回線については、W i M A X 2 + 基地局設備の混雑状況によりW i M A X 2 + 通信の伝送速度を制限する場合があります。														
(11) 削除	削除														
(12) おトク割の適用	ア おトク割(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、当社が指定する無線機器(以下この欄において「対象機器」といいます。)の購入と同時に(ア)に定める基本使用料の料金種別(以下この欄及び(13)において「対象種別」といいます。)を選択して締結された料金契約について、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から(イ)に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。 (ア) 割引期間 <table border="1" data-bbox="639 1182 1369 1899"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>割引期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YAMADA F l a t ツープラス、YAMADA F l a t ツープラス a u s m a h o 割(2年)、YAMADA F l a t ツープラス ギガ放題又はYAMADA F l a t ツープラス ギガ放題 a u s m a h o 割(2年)(以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。)</td><td>提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間</td></tr> <tr> <td>YAMADA F l a t ツープラス a u s m a h o 割(3年)又はYAMADA F l a t ツープラス ギガ放題 a u s m a h o 割(3年)(以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別B」といいます。)</td><td>提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間</td></tr> <tr> <td>YAMADA F l a t ツープラス a u s m a h o 割(4年)(以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別C」といいます。)</td><td>提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間</td></tr> </tbody> </table> (イ) 割引額 <table border="1" data-bbox="639 1937 1369 2004"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 料金契約ごとに月額</th></tr> <tr> <th>区 分</th><th>料金額(税込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	割引期間	YAMADA F l a t ツープラス、YAMADA F l a t ツープラス a u s m a h o 割(2年)、YAMADA F l a t ツープラス ギガ放題又はYAMADA F l a t ツープラス ギガ放題 a u s m a h o 割(2年)(以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間	YAMADA F l a t ツープラス a u s m a h o 割(3年)又はYAMADA F l a t ツープラス ギガ放題 a u s m a h o 割(3年)(以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別B」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間	YAMADA F l a t ツープラス a u s m a h o 割(4年)(以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別C」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間	1 料金契約ごとに月額		区 分	料金額(税込)		
基本使用料の料金種別	割引期間														
YAMADA F l a t ツープラス、YAMADA F l a t ツープラス a u s m a h o 割(2年)、YAMADA F l a t ツープラス ギガ放題又はYAMADA F l a t ツープラス ギガ放題 a u s m a h o 割(2年)(以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間														
YAMADA F l a t ツープラス a u s m a h o 割(3年)又はYAMADA F l a t ツープラス ギガ放題 a u s m a h o 割(3年)(以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別B」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間														
YAMADA F l a t ツープラス a u s m a h o 割(4年)(以下、この欄においてこれらを総称して「対象種別C」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間														
1 料金契約ごとに月額															
区 分	料金額(税込)														

	割引額	550円
	イ 当社は、各料金月において、基本使用料の支払いを要する日数がその料金月に含まれる日数に満たない場合は、その支払いを要する日数に応じて、アの割引額を日割りします。 ウ 本割引の適用を受けている料金契約について、対象種別A、対象種別B又は対象種別Cの間の料金種別の変更があった場合は、アの規定にかかわらず、下表に定める割引期間において本割引を適用します。	
	区 分	割引期間
	対象種別Aへ変更した場合	対象種別Aの適用を開始した日を含む料金月から起算して24料金月間
	対象種別Bへ変更した場合	対象種別Bの適用を開始した日を含む料金月から起算して36料金月間
	対象種別Cへ変更した場合	対象種別Cの適用を開始した日を含む料金月から起算して48料金月間
	エ 本割引の適用を受けている料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。	
	区 分	割引終了月
	料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月
	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月
(13) 長期利用割引の適用	ア 長期利用割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、おトク割の適用を受けていた契約者回線について、その割引期間が満了した料金月の翌料金月以降、対象種別の適用を受けている場合に、その基本使用料から下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。 1 料金契約ごとに月額	
	区 分	料金額(税込)
	割引額	550円
	イ 本割引の適用を受けている料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。	
	区 分	割引終了月
	料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月
	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月

(14) a u スマートバリュー等の適用による総量規制の取扱い	ア 当社は、ギガ放題プラスホームの適用を受けている契約者回線（a u スマートバリュー又は自宅セット割（それぞれ提携事業者が提供する電気通信サービスに係る料金の割引であって、当社所定のをいいます。以下同じとします。）の判定用回線として指定があり、その適用を受けているものに限ります。）について、次表に定める加算データ量を第 38 条の 2（通信利用の制限）に定める総量速度規制データ量に加算して、総量速度規制を行います。 <table><tr><th>加算データ量</th></tr><tr><td>16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）</td></tr></table> イ アの取扱いを受けている契約者回線の U Q 契約者は、その契約者回線に接続している端末設備を、当社に届出のあった住所又は居所から移動することはできません。 ウ 当社は、イの規定に違反してその端末設備を移動したと当社が判断したときは、その契約者回線について、当社所定の日において、当社所定の基本使用料の料金種別への変更を行います。	加算データ量	16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）
加算データ量			
16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）			

2 料金額

(1) 第1種WiMAX+5Gサービスに係るもの

区 分		1 料金契約ごとに月額 料金額（税込）
YAMADA WiMAX 5G モバイルルータープラン		4, 9 5 0 円
YAMADA WiMAX 5G ホームルータープラン		4, 9 5 0 円
YAMADA ギガ放題プラスモバイルルータープラン（3年）		4, 8 1 8 円
YAMADA ギガ放題プラスモバイルルータープラン（2年自動更新あり）		4, 8 1 8 円
YAMADA ギガ放題プラスモバイルルータープラン（2年自動更新なし）		4, 9 5 0 円
YAMADA ギガ放題プラスモバイルルータープラン（期間条件なし）		4, 9 5 0 円
YAMADA ギガ放題プラスホームルータープラン（3年）		4, 8 1 8 円
YAMADA ギガ放題プラスホームルータープラン（2年自動更新あり）		4, 8 1 8 円
YAMADA ギガ放題プラスホームルータープラン（2年自動更新なし）		4, 9 5 0 円
YAMADA ギガ放題プラスホームルータープラン（期間条件なし）		4, 9 5 0 円
YAMADA ギガ放題プラン a u スマホ割（2年自動更新あり）		4, 2 6 8 円
YAMADA ギガ放題プラン a u スマホ割（2年自動更新なし）	最低利用期間内	4, 2 6 8 円
	上記以外の期間	4, 4 5 5 円
YAMADA ギガ放題プラン a u スマホ割（期間条件なし）		4, 4 5 5 円
YAMADA ギガ放題プラン a u スマホ割（3年）		4, 2 6 8 円

YAMADA Flat ツープラス	4, 615円
YAMADA Flat ツープラス a u s m aホ割(2年)	4, 615円
YAMADA Flat ツープラス a u s m aホ割(3年)	4, 615円
YAMADA Flat ツープラス a u s m aホ割(4年)	4, 615円
YAMADA Flat ツープラス (期間条件なし)	5, 715円
YAMADA Flat ツープラス ギガ放題	5, 368円
YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a u s m aホ割(2年)	5, 368円
YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a u s m aホ割(3年)	5, 368円
YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 (期間条件なし)	6, 468円

(2) 第2種WiMAX+5Gサービスに係るもの

区 分	料金額 (税込)
Netflix プラン	6, 435円
5G プラスS プラン	4, 950円

(3) WiMAX2+サービスに係るもの

区 分	料金額 (税込)
YAMADA Flat ツープラス	4, 615円
YAMADA Flat ツープラス a u s m aホ割(2年)	4, 615円
YAMADA Flat ツープラス a u s m aホ割(3年)	4, 615円
YAMADA Flat ツープラス a u s m aホ割(4年)	4, 615円
YAMADA Flat ツープラス (期間条件なし)	5, 715円
YAMADA Flat ツープラス ギガ放題	5, 368円
YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a u s m aホ割(2年)	5, 368円
YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a u s m aホ割(3年)	5, 368円
YAMADA Flat ツープラス ギガ放題 (期間条件なし)	6, 468円

備考

- 1 Netflix サービスはNetflix 合同会社が、Netflix 合同会社の定める利用規約に基づき提供するサービスです。
- 2 Netflix プランの料金額には、Netflix 合同会社の提供するNetflix サービスのうち、スタンダードプランの料金額(税抜1,446円(税込1,590円))を含みます。
- 3 Netflix プランの契約者は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、Netflix サービスを利用することができます。
- 4 Netflix プランの契約者は、その契約者回線に係る情報並びにNetflix サービスに係る契約情報を、当社とNetflix 合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。相互に開示し照会した情報は、当社及びNetflix 合同会社の定める目的で利用します。Netflix 合同会社の個人情報保護方針については [Netflix.com/privacy](https://www.netflix.com/privacy) をご参照ください。
- 5 Netflix プランの契約者がNetflix サービスを利用する場合のNetflix サービスに関する提供条件等については、Netflix 合同会社及び当社が別に定めるところによります。

第2 削除

第3 削除

第4 削除

第5 削除

第6 プラスエリアモードオプション料

1 適用

プラスエリアモードオプション料の適用については、第38条の3（プラスエリアモードオプション料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

プラスエリアモードオプション料の適用			
(1) プラスエリアモードオプション料の適用除外	ア YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、auスマートバリュー又は自宅セット割の判定用回線として指定があった契約者回線について、判定用回線としての適用を受けている料金月（ギガ放題プラスからの基本使用料の料金種別の変更又は契約移行の申込みと同一の料金月に、その指定があり提携事業者が承諾した場合は、その料金月を含みます。）のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。		
	イ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、第1種WiMAX＋5Gサービスから第2種WiMAX＋5Gサービスへの契約移行があった日を含む料金月において、契約移行前及び契約移行後の料金契約のそれぞれでプラスエリアモードによる通信を行った場合、その料金月の第1種WiMAX＋5Gサービスの料金契約に係るプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。		
	ウ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、契約移行のあった日を含む料金月においてLTEオプション料の支払いを要する場合又は(2)のアからウに定めるLTEオプション料の支払いを要しない事由に該当する場合、その料金月のプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。		
(2) LTEオプション料の適用除外	ア YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、料金月の末日（その料金月において料金契約の解除があった場合は、その日とします。）において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合、その料金月のLTEオプション料の支払いを要しません。		
	<table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>Flatツープラス（3年）、Flatツープラス（4年）、Flatツープラス ギガ放題（3年）、</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	Flatツープラス（3年）、Flatツープラス（4年）、Flatツープラス ギガ放題（3年）、
	基本使用料の料金種別		
Flatツープラス（3年）、Flatツープラス（4年）、Flatツープラス ギガ放題（3年）、			
イ アの場合のほか、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、基本使用料の料金種別の変更によりアの表に定める基本使用料の料金種別			

	別の適用を開始した場合は、その適用を開始した日を含む料金月の前料金月のLTEオプション料の支払いを要しません。 ウ UQ契約者は、提携事業者からauスマートバリューmineの適用に係る承諾を受けた日（その承諾日においてauスマートバリューmineの承諾要件となる提携事業者又は当社の電気通信サービスの提供を受けていなかった場合であって、YAMADA air mobile WiMAX 契約者がその要件を満たすための契約変更の手続きを行ったことにより提携事業者が承諾したものであるときは、その要件を満たした日とします。）を含む料金月からその適用が廃止された日を含む料金月までの間、その申込みの際に指定した契約者回線に係るLTEオプション料の支払いを要しません。 エ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、契約移行のあった日を含む料金月において（1）のアに定めるプラスエリアモードオプション料の支払いを要しない事由に該当する場合、その料金月のLTEオプション料の支払いを要しません。
--	--

2 料金額

1 料金契約ごとに月額	
区 分	料金額（税込）
プラスエリアモード料	1, 100円
LTEオプション料	1, 105円

第7 ユニバーサルサービス料

1 料金契約ごとに月額	
区 分	料金額（税込）
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

(注) ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは次のとおりです。
<http://www.yairmobile.jp/wimax2/index.html>

第8 電話リレーサービス料

1 回線卸契約ごとに月額	
区 分	料金額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

(注) 電話リレーサービス料について定めた当社のホームページは次のとおりです。
<http://www.yairmobile.jp/wimax2/index.html>

第9 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第39条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用		
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	区 分	内 容
	登録料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

2 料金額

区 分	単 位	料金額（税込）
登録料	1 料金契約ごとに	3, 300円

第9 削除

第10 削除

第11 グローバルIPアドレスオプション利用料

1 適用

グローバルIPアドレスオプション利用料の適用については、第43条の4（グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務）に規定します。

2 料金

区 分		1 料金契約ごとに月額 料金額（税込）
グローバルIPアドレスオプション利用料		105円

別表 オプション機能

種類	提供条件	
グローバルIPアドレスオプション	YAMADA air mobile WiMAX 契約者が指定した無線機器に専らグローバルIPアドレスを割り当てる機能をいいます。	
	備考	(1) YAMADA air mobile WiMAX 通信サービス（WiMAX 2+サービス）の契約者回線に限り提供します。 (2) YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、当社が別に定める接続先（以下「特定APN」といいます。）を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。 (3) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
5G SAオプション	5G SA（スタンドアローン）による通信を行うことができる機能をいいます。	
	備考	(1) 第2種WiMAX+5Gサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの）に限り提供します。 (2) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第 12 窓口支払手数料

1 適用

窓口支払手数料の適用については、第 40 条（窓口支払手数料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

窓口支払手数料の適用	
（1）適用除外	第 45 条（料金等の支払い）第 4 項第 1 号による払込票の発行については、2 回まで窓口支払手数料の支払いを要しません。

2 料金額

払込票 1 通ごとに

区 分	料金額（税込）
窓口支払手数料	1 6 5 円

第 13 督促手数料

1 督促通知ごとに

区 分	料金額（税込）
督促手数料	3 3 0 円

第2表 工事費

区 分	料金額
工事費	別に算定する実費

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 請求書の発行手数料

発行1回ごとに	
区 分	料金額（税込）
請求書の発行手数料	110円

第2 支払証明書の発行手数料

発行1回ごとに	
区 分	料金額（税込）
支払証明書の発行手数料	440円

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の発行手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

別表 オプション機能

種類	提供条件
5G SAオプション	5G SA（スタンドアローン）による通信を行うことができる機能をいいます。
	備考 （1） 第2種WiMAX+5Gサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 （2） 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

2 債権譲渡先となる料金回収会社

料金回収会社
ソフトバンクペイメントサービス株式会社

3 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

区分	オプション機能
第2種WiMAX+5Gサービス	5G SAオプション
WiMAX2+サービス	グローバルIPアドレスオプション

4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 YAMADA air mobile WiMAX 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
株式会社ウィルコム沖縄、株式会社エディオンコミュニケーションズ、株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、UQモバイル沖縄株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、KDDI株式会社、株式会社サジェスタム、ソフトバンク株式会社、トーンモバイル株式会社、日本通信株式会社、ニフティ株式会社、株式会社ノジマ、東日本旅客鉄道株式会社、楽天株式会社、プラスワン・マーケティング株式会社、株式会社ヤマダホールディングス、夕留モバイル株式会社、株式会社ラネット、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、ビッグロブ株式会社、株式会社アクセル、株式会社TOKAIコミュニケーションズ、SORAシム株式会社、株式会社リンクライフ、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、株式会社MEモバイル、株式会社メディエーター及び株式会社ジュピターテレコム

5 YAMADA air mobile WiMAX 契約者が指定できる支払方法

会員契約の名義	YAMADA air mobile WiMAX 契約者が指定できる支払方法
個人	当社が指定するクレジットカード決済

法人	当社が指定する金融機関等に係る口座振替又はクレジットカード決済 ※ただし、「WiMAXまとめてプラン」を含むご契約の場合は、クレジットカード決済のみとなります。
----	---

附 則 (09-YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間、この規定にかかわらず、WiMAX機器追加料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間、1の料金契約において、同時に4以上のWiMAX機器登録を行っていることが判明したときは、当社は、YAMADA air mobile WiMAX 契約者への特段の通知を行うことなく、その数が3以下となるよう当社の判断によりWiMAX機器登録を廃止します。
- 4 前項に規定するWiMAX機器登録の廃止は、その登録日時が新しいものから順に行うこととします。

附 則 (09-YAMADA air mobile WiMAX 002号)

この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

附 則 (09-YAMADA air mobile WiMAX 003号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年12月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている通常料金契約については、この改正規定実施の日において、基本使用料の料金種別としてYAMADA Flat を選択しているものとみなします。

附 則 (10-YAMADA air mobile WiMAX 001号)

この改正規定は、平成22年10月12日から実施します。

附 則 (10-YAMADA air mobile WiMAX 002号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年11月16日から実施します。
(YAMADA Flat 年間パスポートに係る料金の適用に関する特例)
- 2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、この改正規定実施の日から平成23年1月31日までの間にYAMADA Flat 年間パスポートを選択して通常料金契約を締結した場合は、次の各号のいずれかに該当する契約の解除又は料金種別の変更について、料金表の規定にかかわらず、年間パスポート解除料の支払いを要しません。
(1) その提供開始日から起算して30日以内に契約の解除があったとき。
(2) その提供開始日から起算して62日以内に料金種別の変更があったとき。
- 3 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、この改正規定実施の日から平成23年1月31日までの間にYAMADA Flat 年間パスポートを選択して通常料金契約を締結した場合は、その最低利用期間に契約を解除したときであっても、第38条（契約解除料の支払義務）の規定にかかわらず、契約解除料の支払いを要しません。

附 則 (11-YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年12月27日から実施します。
(YAMADA Flat 年間パスポートに係る料金の適用に関する特例の変更)
- 2 10-YAMADA air mobile WiMAX 002号(平成22年11月16日)の附則第2項、及び第3項中「平成23年1月31日」を「平成22年12月31日」に改めます。

附 則 (11-YAMADA air mobile WiMAX 002号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
(パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例)
- 2 平成23年6月1日から平成24年1月9日までの間に、当社が別に定める方法により通常料金契約の締結と同時にパーソナルコンピューター(当社が別に定めるMACアドレスが付与されているWiMAX機器であって、WiMAXサービスに登録されたことがないもの)に限ります。)に係るWiMAX機器登録がなされたときは、料金表の規定にかかわらず、その登録料並びに提供開始日を含む料金月及びその翌料金月の基本使用料及びパケット通信料の支払いを免除します。

附 則 (11-YAMADA air mobile WiMAX 003号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。
(無線事業における利用に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供を受けているWiMAX回線であって、無線事業の用に供されているものについては、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおり取り扱います。

附 則 (11-YAMADA air mobile WiMAX 004号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。
(WiMAXファミ得パック利用料の適用に関する特例)
- 2 平成23年12月1日から平成24年1月31日までの間にWiMAXファミ得パックの利用を申し込んだ場合は、その通常料金契約における初めての申し込みであるときに限り、料金表の規定にかかわらず、その利用に必要な登録が完了した日(その日においてWiMAX回線に係る提供開始日が到来していない場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月及びその翌料金月について、その申し込みに基づき発生したWiMAXファミ得パック利用料支払いを免除します。
(パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例)
- 3 11-YAMADA air mobile WiMAX 002号(平成23年6月1日)の附則第2項中「平成24年1月9日」を「平成24年1月31日」に改めます。

附 則 (12-YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年2月16日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (12-YAMADA air mobile WiMAX 002号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料に関する部分については、平成24年7月1日から実施します。

(YAMADA Flat プラスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用されているYAMADA Flat プラスの満了月については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
- 3 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間にWiMAXファミ得パックの利用を申し込んだ場合は、過去に本項の適用を受けたことがない通常料金契約に限り、料金表の規定にかかわらず、その利用に必要な登録が完了した日（その日においてWiMAX回線に係る提供開始日が到来していない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月に発生したWiMAXファミ得パック利用料の支払いを免除します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (12-YAMADA air mobile WiMAX 003号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年7月20日から実施します。

附 則 (13-YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。
(グローバルIPアドレスオプション利用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成25年9月30日までの間、この改正規定にかかわらず、グローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要しません。

附 則 (13-YAMADA air mobile WiMAX 002号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年10月31日から実施します。
ただし、この改正規定中、auスマートバリュー対応プランに関する部分については、平成25年11月12日から実施するものとします。
(WiMAX2+総量規制の緩和に関する経過措置)
- 2 平成27年2月19日までに申し込まれた通常料金契約に基づき開通したツープラスサービスに係る契約者回線については、その提供開始日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第34条の2（通信利用の制限）第1項第5号に定める総情報量の集計から除外します。

附 則 (13-YAMADA air mobile WiMAX 003号)

この改正規定は、平成25年11月29日から実施します。

附 則 (13-YAMADA air mobile WiMAX 004号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年12月27日から実施します。
(LTEオプション料に係る料金の適用に関する特例)

- 2 平成26年1月1日から平成26年7月31日までの間、料金表の規定にかかわらず、LTEオプション料の支払いを要しません。

附 則 (13- YAMADA air mobile WiMAX 005号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(WiMAXまとめてプランの適用に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用されているWiMAXまとめてプランの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。
- (1) 加算料

WiMAXまとめてプランの適用1件ごとに月額

種 別	料金額 (税込)
WiMAXまとめてプラン800	838円
WiMAXまとめてプラン1040	1,090円
WiMAXまとめてプラン1100	1,152円
WiMAXまとめてプラン1670	1,750円

- (2) WiMAXまとめてプラン解除料

WiMAXまとめてプランの適用1件ごとに

種 別	料金額 (税込)
WiMAXまとめてプラン800	838円に残余月数を乗じて得た額
WiMAXまとめてプラン1040	1,090円に残余月数を乗じて得た額
WiMAXまとめてプラン1100	1,152円に残余月数を乗じて得た額
WiMAXまとめてプラン1670	1,750円に残余月数を乗じて得た額

- (3) (1) 及び (2) 以外の提供条件については、改正後の料金表に定めるWiMAXまとめてプランの場合に準じるものとします。

附 則 (14- YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年5月27日から実施します。
(LTEオプション料に係る料金の適用に関する特例の変更)
- 2 13- YAMADA air mobile WiMAX 004号(平成25年12月27日)の附則第2項中「平成26年5月31日」を「平成26年7月31日」に改めます。

附 則 (14- YAMADA air mobile WiMAX 002号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年7月25日から実施します。

附 則 (14- YAMADA air mobile WiMAX 003号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年8月13日から実施します。
(auスマートバリューmineに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成27年2月28日までの間、料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)(8)のAのただし書の規定は適用しません。

附 則 (14- YAMADA air mobile WiMAX 004号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年12月25日から実施します。
ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料に関する部分については、平成27年1月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (15-YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年2月20日から実施します。
(WiMAX 2+総量規制の緩和に関する経過措置の変更)
- 2 13-YAMADA air mobile WiMAX 002号(平成25年10月31日)の附則第2項中「当社が別に定める日」を「平成27年2月19日」に改めます。
(ギガ放題お試し割引の適用)
- 3 当社が別に定める日までに申し込まれた通常料金契約のうち、その提供開始日にYAMADA Flat ツープラス ギガ放題が適用されている契約については、その提供開始日を含む料金月から起算して3料金月分の基本使用料について、次表の料金額を控除する取扱い(以下この附則において「ギガ放題お試し割引」といいます。)を行います。
ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて下表の控除額を日割りして適用します。

区 分	料金額(税込)
控除額	1 通常料金契約ごとに月額752円

- 4 ギガ放題お試し割引の適用を受けている通常料金契約について、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題以外の料金種別への変更又は契約の解除があった場合は、その料金種別の変更を行った日を含む料金月の前料金月又は契約の解除を行った日を含む料金月をもってギガ放題お試し割引の適用を終了します。
(グローバルIPアドレスオプション利用料の支払いに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間、この改正規定にかかわらず、ツープラスサービスに係るグローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要しません。

附 則 (15- YAMADA air mobile WiMAX 002 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

(おトク割の適用)

- 2 当社が別に定める日までに申し込まれたツープラスサービスに係る通常料金契約のうち、当社が指定するWiMAX2+機器（以下この附則において「対象機器」といいます。）の購入と同時に（1）に定める基本使用料の料金種別（以下この附則において「対象種別」といいます。）を選択して締結された契約については、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から（2）の料金額を控除する取扱い（以下この附則において「おトク割」といいます。）を行います。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて（2）の控除額を日割りして適用します。

(1) 割引期間

基本使用料の料金種別	割引期間
YAMADA Flat ツープラス、YAMADA Flat ツープラス a u スマホ割(2年)、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題又はYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 a u スマホ割(2年)（以下、この附則においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間
YAMADA Flat ツープラス a u スマホ割(4年)（以下、この附則においてこれらを総称して「対象種別B」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間

(2) 控除額

区 分	料金額（税込）
控除額	1 通常料金契約ごとに月額550円

- 3 おトク割の適用を受けている通常料金契約について、対象種別Aと対象種別Bとの間の料金種別の変更があった場合は、前項の規定にかかわらず、下表の割引期間においておトク割を適用します。

区 分	割引期間
対象種別Aへ変更した場合	対象種別Aの適用を開始した日を含む料金月から起算して24料金月間
対象種別Bへ変更した場合	対象種別Bの適用を開始した日を含む料金月から起算して48料金月間

- 4 おトク割の適用を受けている通常料金契約について、対象種別以外の料金種別への変更又は契約の解除があった場合は、その料金種別の変更があった日を含む料金月の前料金月又は契約の解除があった日を含む料金月をもっておトク割の適用を終了します。

(契約の移行に係る優遇措置)

- 5 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、平成30年9月30日までに、シングルサービス又はハイブリッドサービスに係る通常料金契約の解除と同時にツープラスサービスに係る通常料金契約を申し込んだときは、料金表の規定にかかわらず、その年間パスポート解除料及びプラン解除料の支払いを要しません。

- 6 平成27年2月20日から平成30年9月30日までの間に申し込まれたツープラスサービスに係る通常料金契約のうち、シングルサービス又はハイブリッドサービスに係る通常料金契約の解除と同時に締結された契約については、この改正規定実施の日以降、その提供開始日を含む料金月から起算して25料金月が経過するまでの間、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題及びYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 auスマホ割(2年)の基本使用料から下表の料金額を控除する取扱いを行います。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて下表の控除額を日割りして適用します。

区 分	料金額(税込)
控除額	1 通常料金契約ごとに月額752円

- 7 前項の適用を受ける契約者回線については、15- YAMADA air mobile WiMAX 001号(平成27年2月20日)の附則に定めるギガ放題お試し割引を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (15- YAMADA air mobile WiMAX 003号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。
(契約の移行に係る優遇措置の変更)
- 2 15- YAMADA air mobile WiMAX 002号(平成27年5月1日)の附則第4項中「当社が別に定める日」を「平成27年12月31日」に、同第4項中「その手続きに関する登録料、年間パスポート解除料及びプラン解除料」を「その年間パスポート解除料及びプラン解除料」に、同第5項中「平成27年9月30日」を「平成27年12月31日」にそれぞれ改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (15- YAMADA air mobile WiMAX 004号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年12月15日から実施します。
(契約の移行に係る優遇措置の変更)
- 2 15- YAMADA air mobile WiMAX 002号(平成27年5月1日)の附則第4項中「平成27年12月31日」を「当社が別途決定する期日」に、同第5項中「平成27年12月31日」を「当社が別途決定する期日」にそれぞれ改めます。

附 則 (16- YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年5月19日から実施します。
ただし、この改正規定中、書面解除に関する部分は平成28年5月21日から、ハイブリッドサービスに関する部分は平成28年6月1日から実施します。
(書面解除の適用に関する経過措置)
- 2 第23条(書面解除の取扱い)の規定については、平成28年5月21日以降に締結された対象契約に限り適用します。
(WiMAXまとめてプランの適用に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているW i M A Xまとめてプランの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

- (1) YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、W i M A Xまとめてプランの申込みの承諾を受けた日（通常料金契約の締結と同時にW i M A Xまとめてプランを申し込んだ場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月（以下この附則において「加算開始月」といいます。）からその廃止日の前日を含む料金月までの期間について、加算料を支払っていただきます。
- (2) W i M A Xまとめてプランは、加算開始月から起算して24料金月が経過することとなる料金月の末日をもって自動的に終了するものとします。
- (3) YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、次のいずれかに該当した場合は、W i M A Xまとめてプラン解除料の支払いを要します。

ア W i M A Xまとめてプランの適用を受けている通常料金契約の解除があったとき。

イ YAMADA air mobile WiMAX 契約者からの申出によりW i M A Xまとめてプランの適用を廃止したとき。

- (4) 当社は、当社が別に定める方法によりシングルサービス又はハイブリッドサービスに係る通常料金契約（以下この附則において「旧契約」といいます。）を解除すると同時にツープラスサービスに係る通常料金契約（以下この附則において「新契約」といいます。）を締結した場合であって、旧契約においてW i M A Xまとめてプランを適用していたときは、新契約について旧契約と同一種別のW i M A Xまとめてプランを適用するものとし、旧契約の加算開始月を新契約の加算開始月とみなして取り扱います。この場合、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、(3)の規定にかかわらず、旧契約に係るW i M A Xまとめてプラン解除料の支払いを要しません。

- (5) (1) から (4) 以外の提供条件については、料金表に定めるところによります。

(ハイブリッドサービスの提供に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供を受けているハイブリッドサービス（改正前の規定による定義と同義とします。以下同じとします。）の料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

- (1) 基本使用料については、下表のとおりとします。

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額（税込）
YAMADA F l a t プラス	5, 7 2 0 円
YAMADA F l a t プラス（期間条件なし）	6, 8 2 0 円

- (2) YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、基本使用料の料金種別の変更を行うことができます。

- (3) YAMADA F l a t プラスの提供条件は、次のとおりとします。

ア YAMADA F l a t プラスは、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（イの規定により更新されたものであるときは、その更新月とします。）から起算して24料金月が経過することとなる料金月（以下この附則において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。

イ 当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この附則において「更新月」といいます。）の初日にYAMADA F l a t プラスを更新して適用します。

ウ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、YAMADA F l a t プラスの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。

ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。

(ア) プラン解除料

1 通常料金契約ごとに

区 分	料金額（税込）
プラン解除料	10,450円

（イ）適用除外要件

- ①更新月に契約の解除があったとき。
- ②更新月に料金種別の変更があったとき。
- ③当社が別途決定する期日までにその契約の解除と同時にツープラスサービスに係る通常料金契約の申込みを行ったとき。

エ YAMADA Flat プラスの適用を受けている通常料金契約について、更新月に契約の解除があった場合、（１）の規定にかかわらず、その更新月の基本使用料としてYAMADA Flat プラス（期間条件なし）と同額を適用します。

- （４）当社は、平成２９年３月３１日をもってハイブリッドサービスを廃止するものとし、YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、これを異議なく承諾していただきます。この場合、通常料金契約はその廃止と同時に終了するものとします。
- （５）YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、（４）の規定に基づき通常料金契約が終了した場合は、プラン解除料の支払いを要しません。
- （６）当社は、ハイブリッドサービスの廃止に伴って YAMADA air mobile WiMAX 契約者が被ったいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。
- （７）（１）から（６）以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（契約の移行に係る優遇措置）

- ５ YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、この改正規定実施の日から当社が別途決定する期日までの間に、当社が指定するWiMAX 2+機器を用いて、ハイブリッドサービスに係る通常料金契約の解除と同時にツープラスサービスに係る通常料金契約を申し込んだときは、料金表の規定にかかわらず、その申込みに関する登録料の支払いを要しません。
- ６ この改正規定実施の日から当社が別途決定する期日までに申し込まれたツープラスサービスに係る通常料金契約のうち、ハイブリッドサービスに係る通常料金契約の解除と同時に締結された契約については、その提供開始日を含む料金月から起算して２５料金月が経過するまでの間、YAMADA Flat ツープラス ギガ放題の基本使用料から下表の料金額を控除する取扱いを行います。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて下表の控除額を日割りして適用します。

区 分	料金額（税込）
控除額	1 通常料金契約ごとに月額752円

- ７ 前項の適用を受ける契約者回線については、料金表第１表（YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに関する料金）第１（基本使用料）１（適用）に定めるギガ放題お試し割引を適用しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- ８ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（16- YAMADA air mobile WiMAX 002号）

（実施時期）

- １ この改正規定は、平成２８年７月１日から実施します。

（おトク割の提供条件の変更）

- ２ 15- YAMADA air mobile WiMAX 002号（平成２７年５月１日）の附則を次のように改めます。

（１）第３項を次のように改めます。

- 3 おトク割の適用を受けている通常料金契約について、対象種別 A と対象種別 B との間の料金種別の変更があった場合は、前項の規定にかかわらず、下表の割引期間においておトク割を適用します。

区 分	割引期間
対象種別 A へ変更した場合	対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 2 4 料金月間
対象種別 B へ変更した場合	対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 4 8 料金月間

(2) 第 4 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加えるものとします。

- 4 おトク割の適用を受けている通常料金契約について、対象種別以外の料金種別への変更又は契約の解除があった場合は、その料金種別の変更があった日を含む料金月の前料金月又は契約の解除があった日を含む料金月をもっておトク割の適用を終了します。

3 削除 4 削除

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (16- YAMADA air mobile WiMAX 003 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 2 8 年 1 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (17- YAMADA air mobile WiMAX 001 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 2 9 年 6 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料に関する部分については、平成 2 9 年 7 月 1 日から実施します。
(基本使用料の料金種別の適用に関する経過措置)
- 2 16- YAMADA air mobile WiMAX 001 号 (平成 2 8 年 5 月 1 9 日) の附則第 7 項中「15-YAMADA air mobile WiMAX 001 号 (平成 2 7 年 2 月 2 0 日) の附則」を「YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに関する料金」第 1 (基本使用料) 1 (適用)」に改めます。
- 3 16- YAMADA air mobile WiMAX 002 号 (平成 2 8 年 7 月 1 日) の附則第 3 項及び第 4 項を「削除」に改めます。

附 則 (18- YAMADA air mobile WiMAX 001 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から実施します。
(契約の移行に係る優遇措置)
- 2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、この改正規定実施の日から令和元年 9 月 3 0 日までの間に、シングルサービスに係る通常料金契約の解除と同時にツープラスサービスに係る通常料金契約の申込みを行ったときは、料金表の規定にかかわらず、その手続きにより通常発生する年間パスポート解除料及び登録料の支払いを要しません。
- 3 前項の通常料金契約のうち、下表の対象種別により申し込まれたものについては、その提供開始日を含む料金月から起算して同表の対象期間が経過するまでの間、その対象種別の基本

使用料から同表の割引額を控除する取扱い（この附則において「本割引」といいます。）を行います。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて下表の割引額を日割りして適用します。

1 通常料金契約ごとに

対象種別	対象期間	割引額（税込）
YAMADA Flat ツープラス ギガ放題	25 料金月	月額 752 円
YAMADA Flat ツープラス au スマホ割（3 年）	37 料金月	月額 752 円

- 4 本割引の適用を受けている契約者回線については、料金表第 1 表（YAMADA air mobile WiMAX 通信サービスに関する料金）第 1（基本使用料）1（適用）に定めるギガ放題お試し割引を適用しません。

- 5 本割引の適用を受けている契約者回線について、通常料金契約の解除又は基本使用料の料金種別の変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。

区 分	割引終了月
通常料金契約の解除があった場合	その解除日を含む料金月
基本使用料の料金種別の変更があった場合	その変更日を含む料金月の前料金月

- 6 15- YAMADA air mobile WiMAX 002 号（平成 27 年 5 月 1 日）の附則第 5 項及び第 6 項中「当社が別途決定する期日」を「平成 30 年 9 月 30 日」に改めます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（19- YAMADA air mobile WiMAX 001 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

（契約の移行に係る優遇措置）

- 2 YAMADA air mobile WiMAX 契約者は、この改正規定実施の日から令和 2 年 3 月 10 日までの間に、第 16 条の 2（利用可能な UQ 通信サービスの種類）の規定によりシングルサービスからツープラスサービスへの種類の変更を行ったときは、料金表の規定にかかわらず、その手続きにより通常発生する年間パスポート解除料及び登録料の支払いを要しません。

- 3 前項の場合において、その変更日を含む料金月から起算して 25 料金月が経過するまでの間、1 通常料金契約ごとに、その基本使用料から月額 184 円を控除します。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて割引額を日割りして適用します。

- 4 18- YAMADA air mobile WiMAX 001 号（平成 30 年 10 月 1 日）の附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 10 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改めます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（19- YAMADA air mobile WiMAX 002 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

附 則（20- YAMADA air mobile WiMAX 001 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (21- YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年12月25日から実施します。

ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料に関する部分については、令和3年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (23- YAMADA air mobile WiMAX 001号)

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附 則 (24- YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年11月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (25- YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (26- YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年6月30日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (27- YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和5年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (28- YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和5年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (29- YAMADA air mobile WiMAX 001号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和7年3月1日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する取扱い)

別紙 基本使用料の料金種別の変更に係る取扱い

(1) WiMAX+5Gサービスに係るもの、WiMAX2+サービスに係るもの

変更前	変更	U01	U02	U03	U04	U05	U06	U07	U08	U09	U10	U11	U12	U13	U14	U15	U16	U17	U18	U19	U20	U21	U22	U23	U24	U25	U26	U27	U28	U29	U30	U31	U32	U33	U34	U35	U36	U37	U38	U39	U40	U41	U42	U43	U44	U45	U46	U47	U48	U49	U50	U51	U52	U53	U54	U55	U56	U57	U58	U59	U60	U61	U62	U63	U64	U65	U66	U67	U68	U69	U70	U71	U72	U73	U74	U75	U76	U77	U78	U79	U80	U81	U82	U83	U84	U85	U86	U87	U88	U89	U90	U91	U92	U93	U94	U95	U96	U97	U98	U99	U100	U101	U102	U103	U104	U105	U106	U107	U108	U109	U110	U111	U112	U113	U114	U115	U116	U117	U118	U119	U120	U121	U122	U123	U124	U125	U126	U127	U128	U129	U130	U131	U132	U133	U134	U135	U136	U137	U138	U139	U140	U141	U142	U143	U144	U145	U146	U147	U148	U149	U150	U151	U152	U153	U154	U155	U156	U157	U158	U159	U160	U161	U162	U163	U164	U165	U166	U167	U168	U169	U170	U171	U172	U173	U174	U175	U176	U177	U178	U179	U180	U181	U182	U183	U184	U185	U186	U187	U188	U189	U190	U191	U192	U193	U194	U195	U196	U197	U198	U199	U200	U201	U202	U203	U204	U205	U206	U207	U208	U209	U210	U211	U212	U213	U214	U215	U216	U217	U218	U219	U220	U221	U222	U223	U224	U225	U226	U227	U228	U229	U230	U231	U232	U233	U234	U235	U236	U237	U238	U239	U240	U241	U242	U243	U244	U245	U246	U247	U248	U249	U250	U251	U252	U253	U254	U255	U256	U257	U258	U259	U260	U261	U262	U263	U264	U265	U266	U267	U268	U269	U270	U271	U272	U273	U274	U275	U276	U277	U278	U279	U280	U281	U282	U283	U284	U285	U286	U287	U288	U289	U290	U291	U292	U293	U294	U295	U296	U297	U298	U299	U300	U301	U302	U303	U304	U305	U306	U307	U308	U309	U310	U311	U312	U313	U314	U315	U316	U317	U318	U319	U320	U321	U322	U323	U324	U325	U326	U327	U328	U329	U330	U331	U332	U333	U334	U335	U336	U337	U338	U339	U340	U341	U342	U343	U344	U345	U346	U347	U348	U349	U350	U351	U352	U353	U354	U355	U356	U357	U358	U359	U360	U361	U362	U363	U364	U365	U366	U367	U368	U369	U370	U371	U372	U373	U374	U375	U376	U377	U378	U379	U380	U381	U382	U383	U384	U385	U386	U387	U388	U389	U390	U391	U392	U393	U394	U395	U396	U397	U398	U399	U400	U401	U402	U403	U404	U405	U406	U407	U408	U409	U410	U411	U412	U413	U414	U415	U416	U417	U418	U419	U420	U421	U422	U423	U424	U425	U426	U427	U428	U429	U430	U431	U432	U433	U434	U435	U436	U437	U438	U439	U440	U441	U442	U443	U444	U445	U446	U447	U448	U449	U450	U451	U452	U453	U454	U455	U456	U457	U458	U459	U460	U461	U462	U463	U464	U465	U466	U467	U468	U469	U470	U471	U472	U473	U474	U475	U476	U477	U478	U479	U480	U481	U482	U483	U484	U485	U486	U487	U488	U489	U490	U491	U492	U493	U494	U495	U496	U497	U498	U499	U500	U501	U502	U503	U504	U505	U506	U507	U508	U509	U510	U511	U512	U513	U514	U515	U516	U517	U518	U519	U520	U521	U522	U523	U524	U525	U526	U527	U528	U529	U530	U531	U532	U533	U534	U535	U536	U537	U538	U539	U540	U541	U542	U543	U544	U545	U546	U547	U548	U549	U550	U551	U552	U553	U554	U555	U556	U557	U558	U559	U560	U561	U562	U563	U564	U565	U566	U567	U568	U569	U570	U571	U572	U573	U574	U575	U576	U577	U578	U579	U580	U581	U582	U583	U584	U585	U586	U587	U588	U589	U590	U591	U592	U593	U594	U595	U596	U597	U598	U599	U600	U601	U602	U603	U604	U605	U606	U607	U608	U609	U610	U611	U612	U613	U614	U615	U616	U617	U618	U619	U620	U621	U622	U623	U624	U625	U626	U627	U628	U629	U630	U631	U632	U633	U634	U635	U636	U637	U638	U639	U640	U641	U642	U643	U644	U645	U646	U647	U648	U649	U650	U651	U652	U653	U654	U655	U656	U657	U658	U659	U660	U661	U662	U663	U664	U665	U666	U667	U668	U669	U670	U671	U672	U673	U674	U675	U676	U677	U678	U679	U680	U681	U682	U683	U684	U685	U686	U687	U688	U689	U690	U691	U692	U693	U694	U695	U696	U697	U698	U699	U700	U701	U702	U703	U704	U705	U706	U707	U708	U709	U710	U711	U712	U713	U714	U715	U716	U717	U718	U719	U720	U721	U722	U723	U724	U725	U726	U727	U728	U729	U730	U731	U732	U733	U734	U735	U736	U737	U738	U739	U740	U741	U742	U743	U744	U745	U746	U747	U748	U749	U750	U751	U752	U753	U754	U755	U756	U757	U758	U759	U760	U761	U762	U763	U764	U765	U766	U767	U768	U769	U770	U771	U772	U773	U774	U775	U776	U777	U778	U779	U780	U781	U782	U783	U784	U785	U786	U787	U788	U789	U790	U791	U792	U793	U794	U795	U796	U797	U798	U799	U800	U801	U802	U803	U804	U805	U806	U807	U808	U809	U810	U811	U812	U813	U814	U815	U816	U817	U818	U819	U820	U821	U822	U823	U824	U825	U826	U827	U828	U829	U830	U831	U832	U833	U834	U835	U836	U837	U838	U839	U840	U841	U842	U843	U844	U845	U846	U847	U848	U849	U850	U851	U852	U853	U854	U855	U856	U857	U858	U859	U860	U861	U862	U863	U864	U865	U866	U867	U868	U869	U870	U871	U872	U873	U874	U875	U876	U877	U878	U879	U880	U881	U882	U883	U884	U885	U886	U887	U888	U889	U890	U891	U892	U893	U894	U895	U896	U897	U898	U899	U900	U901	U902	U903	U904	U905	U906	U907	U908	U909	U910	U911	U912	U913	U914	U915	U916	U917	U918	U919	U920	U921	U922	U923	U924	U925	U926	U927	U928	U929	U930	U931	U932	U933	U934	U935	U936	U937	U938	U939	U940	U941	U942	U943	U944	U945	U946	U947	U948	U949	U950	U951	U952	U953	U954	U955	U956	U957	U958	U959	U960	U961	U962	U963	U964	U965	U966	U967	U968	U969	U970	U971	U972	U973	U974	U975	U976	U977	U978	U979	U980	U981	U982	U983	U984	U985	U986	U987	U988	U989	U990	U991	U992	U993	U994	U995	U996	U997	U998	U999	U1000	U1001	U1002	U1003	U1004	U1005	U1006	U1007	U1008	U1009	U1010	U1011	U1012	U1013	U1014	U1015	U1016	U1017	U1018	U1019	U1020	U1021	U1022	U1023	U1024	U1025	U1026	U1027	U1028	U1029	U1030	U1031	U1032	U1033	U1034	U1035	U1036	U1037	U1038	U1039	U1040	U1041	U1042	U1043	U1044	U1045	U1046	U1047	U1048	U1049	U1050	U1051	U1052	U1053	U1054	U1055	U1056	U1057	U1058	U1059	U1060	U1061	U1062	U1063	U1064	U1065	U1066	U1067	U1068	U1069	U1070	U1071	U1072	U1073	U1074	U1075	U1076	U1077	U1078	U1079	U1080	U1081	U1082	U1083	U1084	U1085	U1086	U1087	U1088	U1089	U1090	U1091	U1092	U1093	U1094	U1095	U1096	U1097	U1098	U1099	U1100	U1101	U1102	U1103	U1104	U1105	U1106	U1107	U1108	U1109	U1110	U1111	U1112	U1113	U1114	U1115	U1116	U1117	U1118	U1119	U1120	U1121	U1122	U1123	U1124	U1125	U1126	U1127	U1128	U1129	U1130	U1131	U1132	U1133	U1134	U1135	U1136	U1137	U1138	U1139	U1140	U1141	U1142	U1143	U1144	U1145	U1146	U1147	U1148	U1149	U1150	U1151	U1152	U1153	U1154	U1155	U1156	U1157	U1158	U1159	U1160	U1161	U1162	U1163	U1164	U1165	U1166	U1167	U1168	U1169	U1170	U1171	U1172	U1173	U1174	U1175	U1176	U1177	U1178	U1179	U1180	U1181	U1182	U1183	U1184	U1185	U1186	U1187	U1188	U1189	U1190	U1191	U1192	U1193	U1194	U1195	U1196	U1197	U1198	U1199	U1200	U1201	U1202	U1203	U1204	U1205	U1206	U1207	U1208	U1209	U1210	U1211	U1212	U1213	U1214	U1215	U1216	U1217	U1218	U1219	U1220	U1221	U1222	U1223	U1224	U1225	U1226	U1227	U1228	U1229	U1230	U1231	U1232	U1233	U1234	U1235	U1236	U1237	U1238	U1239	U1240	U1241	U1242	U1243	U1244	U1245	U1246	U1247	U1248	U1249	U1250	U1251	U1252	U1253	U1254	U1255	U1256	U1257	U1258	U1259	U1260	U1261	U1262	U1263	U1264	U1265	U1266	U1267	U1268	U1269	U1270	U1271	U1272	U1273	U1274	U1275	U1276	U1277	U1278	U1279	U1280	U1281	U1282	U1283	U1284	U1285	U1286	U1287	U1288	U1289	U1290	U1291	U1292	U1293	U1294	U1295	U1296	U1297	U1298	U1299	U1300	U1301	U1302	U1303	U1304	U1305	U1306	U1307	U1308	U1309	U1310	U1311	U1312	U1313	U1314	U1315	U1316	U1317	U1318	U1319	U1320	U1321	U1322	U1323	U1324	U1325	U1326	U1327	U1328	U1329	U1330	U1331	U1332	U
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---

ン変更 S0（翌月適用）の投入は満了月である 37 ヶ月目以降）にプラン変更可能。

※：新規加入の場合は課金開始日を含む月を 1 ヶ月目と定義。

(2) 第 2 種 W i M A X + 5 G サービスに係るもの

区分		変更後	
		5G プラス S プラン	Netflix プラン
変更前	5G プラス S プラン		☐
	Netflix プラン		

※各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとします。

記号	料金種別の変更
☐	可